





# NOSA は農家のために!!

# 農作物共済へのご加入にあたって

この説明書は、農作物共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。 ご熟読をお願い申し上げます。

- ●NOSAI で実施している農業保険事業は、農家(以下「加入者」といいます。)が不慮の事故によって受ける損失を 補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- ●事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散を はかっています。
- ●掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け、減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から 共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。 ※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- ●大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- ■加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって 事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合が あります。
- ■NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- ●加入に際し知り得た個人情報は、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を 行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲 で利用することがあります。
- <金融商品販売法に係る重要事項説明書>

#### 渋川支所・家畜診療所 移転のお知らせ(令和4年4月~)

渋川支所は隣接する敷地内(渋川市吹屋370)の新事務所に移転します。

また、家畜診療所(中央・中部・北部)も同事務所の2階に移転します。

※渋川支所の TEL·FAX に変更はありません。

家畜診療所お問い合せ先: TEL 0279-26-9550 FAX 0279-26-9560

# 支所統合のお知らせ(令和5年4月~)

組合設立10年が経過しさらな る効率的業務運営を行うため、 令和5年4月より、県内11支所 を 4 支所へ統合することとなり ました。

支所機能の集約・拡充により、 組合員の皆さまの期待にお応え できるよう、より一層のサービス 向上を目指します。



#### お問い合わせ

#### (中部グループ)

前橋支所 TEL.027-254-2070 [前橋市]

[伊勢崎市・玉村町]

#### ( 西部グループ

高崎支所 TEL.027-344-2181 [高崎市(吉井町を除く)・安中市]

伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915 藤岡支所 TEL.0274-24-3730 [藤岡市・高崎市吉井町・多野郡]

> 富岡支所 TEL.0274-62-2450 TEL.027-251-5631 [富岡市・甘楽郡]

沼田支所 TEL.0278-23-5110 [ 沼田市・利根郡 ]

[ 渋川市・北群馬郡]

中之条支所 TEL.0279-75-2005 [吾妻郡]

#### 東部グループ

太田支所 TEL.0276-20-9199 [太田市]

渋川支所 TEL.0279-26-2600 みどり支所 TEL.0277-76-9181 「みどり市・桐生市]

> 館林支所 TEL.0276-75-3311 [館林市·邑楽郡] (2022年)











# ~農業保険への加入をおすすめします~

『農作物共済』は風水害、干害等の気象上の原因による災害、病害、虫害および鳥獣害など不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため、『農作物共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。

なお、令和4年産から、<u>一筆方式が廃止</u>となりました。これまで、一筆方式に加入された方は、加入方式の変更をお願いします。

# 加入できるのは?

水稲・麦の耕作面積の合計が10アール以上の農家(または生産組織)が加入できます。

※加入にあたっては栽培している全ての耕地をご加入ください。

# どんな災害が対象になるの?



風水害・干害等気象上の原因による災害および、病害、虫害、鳥獣害等が対象となります。

※農薬の誤散布による薬害、車両などの飛び込みによる損害、街路灯などの影響による生育不良については対象外となります。

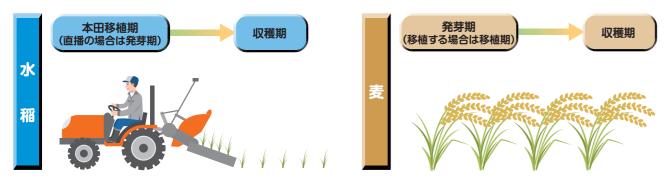
# 補償期間はどれくらい?

水稲は、本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫までです。 麦は、発芽期から収穫までです。

※収穫とは適期に刈り取ることをいいます。

※ほ場乾燥中は通常の乾燥時期に発生した災害に限り、補償の期間内です。

※ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。



# どんな加入方式があるの?

# 補償内容と補償割合を合わせて選択ができます。

#### はんそうさい

#### 半相殺方式

加入者ごとに基準収穫量の8割を補てんし、被害耕地の減収量の合計が基準収穫量の2割を超えることとなったときに共済金を支払う方式です。

#### ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

加入者ごとに過去5年間の出荷実績等により算出した生産金額の9割を補償し、収穫量および品質を加味した生産金額の減少額が基準生産金額の1割を超えた場合に共済金を支払う方式です。

●次の要件を満たす方が加入できます。

収穫量のおおむね全量をJA等の施設に出荷し、過去5年間の収穫量、品質、販売価格等の資料提供が得られる方、もしくは青色申告書およびその関係書類から収穫量、品質、販売価格等が把握できる方が加入できます。

#### ぜんそうさい

#### 全相殺方式

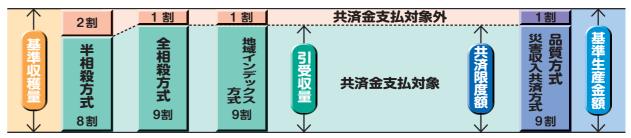
加入者ごとに過去5年間の出荷実績等により算出した基準収穫量の9割を補償し、減収量が基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払う方式です。

●次の要件を満たす方が加入できます。

収穫量のおおむね全量をJA等の施設に出荷し、過去5年間の収穫量の資料提供が得られる方、もしくは青色申告書、白色申告書およびその関係書類から収穫量が把握できる方が加入できます。

#### ■地域インデックス方式

加入者ごと地域ごとの統計単収を基に算出した基準収穫量の9割を補償し、統計単収が基準収穫量の9割を下回った場合に共済金を支払う方式です。



※耕地ごとに全損被害を補償する一筆全損特例が付加されています。

※補償割合を選択することができます。

(半相殺方式:8割・7割・6割 水稲品質・麦災害収入・全相殺・地域インデックス方式:9割・8割・7割)

# オプション

### ■一筆半損特約

被害ほ場の減収量の合計が一定割合に満たない場合でも、耕地ごとで5割を超える減収量(半損以上)がある場合に、耕地ごとに半損被害として計算した共済金を支払います。

1



# 基準となる収穫量(生産金額)は?

#### 半相殺方式

過去一定期間の10アール当たり収穫量を基に、県知事から指示された数量を基準として地域ごとに10アール当たり基準収穫量を定めています。

#### ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

過去5年間の出荷実績、品種別の規格ごとの品質指数により、加入者ごとに基準生産金額を定めています。

#### 全相殺方式

過去5年間の出荷実績等または、青色申告書、白色申告書およびその関係書類から、加入者ごとに基準収穫量を定めています。

#### ■地域インデックス方式

過去5年間の地域ごとの統計単収により10アール当たりの基準収穫量を定めています。

# どれくらい補償してくれるの?

共済金額(補償額)は、選択した加入方式・補償割合に応じて計算 されます。

■半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式

# 共済金額

= 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 引 受 収 量

※1kg当たり共済金額は、水稲・麦ごとに毎年農林水産大臣が定めた金額から、農家が選択した金額です。 (選択の申し出がない場合は、前年度の補償割合および同位の1kg 当たり共済金額を適用します。) ※引受収量は、基準収穫量に農家が選択した補償割合を乗じた収量です。

# ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

### 共済金額

= 基準生産金額×補償割合

- ※基準生産金額は、過去5年間の出荷実績を基に産地銘柄ごとの1kg当たり単価を乗じた10アール当たり基準生産金額に、引受面積を乗じた金額です。
- ※補償割合は農家が選択した補償割合です。

# 掛金はどれくらい?

水稲の共済掛金は掛金総額の半額を、麦の共済掛金については半額以上を国が負担します。

なお、掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に設定します。

掛 金 総 額 = 共済金額(補償額) ×掛金率

国 庫 負 担 掛 金 = 掛 金 総 額 × 5 0 ~ 5 3 %

農家負担掛金=掛金総額-国庫負担掛金

# 被害が発生したら?

# 農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

いずれの方式についても、災害の発生の都度、その状況を**NOSAI**に連絡してください。連絡がない場合には、減収があっても共済事故の対象とすることができません。

※半相殺方式の場合は、被害申告耕地における 10 アール当たりの収穫量を見積もって申告していただきます。

### 損害評価の方法は?

# 損害評価は、損害評価員等の協力を得て収穫期に行います。

#### 半相殺方式

被害申告された耕地の中から一定量の耕地について、悉皆調査(検見による収量の見積り)により10アール当たりの収穫量を調査し、悉皆調査を行った耕地の中から一定量の耕地について、実測により10アール当たりの収穫量を調査します。

## ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

被害申告された耕地の被害状況を確認し、JA等からの出荷資料または青色申告書、白色申告書およびその関係書類に基づき収穫量および品質を調査します。

#### 全相殺方式

被害申告された耕地の被害状況を確認し、JA等からの出荷資料または青色申告書、白色申告書およびその関係書類に基づき収穫量を算出します。

#### ■地域インデックス方式

被害申告された耕地を地域ごとに確認し、その該当年産の統計単収に基づき減収量を算出します。 ※減収量は当年産の統計単収から算定されるので、加入者ごとの被害の実情と合わない場合があります。



※全損や半損等の大きな被害、移植後や発芽後の生育不良等が発生した場合は発生の都度、速やかにNOSAIへ連絡してください。連絡がない場合は、 共済事故の対象とすることができません。すき込み等を行う場合もすき込む前に必ず連絡してください。

※共済事故以外の原因により減収した量は、分割評価を行います。

3



# 共済金の計算は?

# 加入方式に応じて下図の計算式に基づき計算されます。

麦については、平成 27 年産から経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の支払い方法が見直され、「面積払交付金」が当年産の作付面積に応じ、数量払交付金の内金として支払われる方法に変更されました。これに伴い、麦の収量が一定収量を下回った場合に共済金の一部が調整されます。

#### 半相殺方式

共済金 = 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 共 済 減 収 量 共済減収量 = 耕地ごとの減収量の合計・共済金支払対象外収量

※耕地ごとに損害評価を行い、共済金を算出します。

### ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

共 済 金 = (共済限度額-生産金額)×(共済金額/共済限度額)

- ●共済限度額…基準生産金額に補償割合を乗じたものです。補償割合は、9から7割の範囲で農家が 選択した割合です。
- ●生 産 金 額…農家ごと、品種ごと、規格ごとの出荷量に、引受時の1kg当たりの単価を乗じた合計 金額です。(農家ごとの最終の手取り金額ではありません。)

※出荷施設計量結果による生産金額に基づき、共済金を算出します。

#### 全相殺方式

共 済 金 = 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 共 済 減 収 量

共済減収量 = 基準収穫量 - 当年産収穫量 - 共済金支払対象外収量

※乾燥調製施設の計量結果等による収穫量に基づき、共済金を算出します。

#### ■地域インデックス方式

共 済 金 = 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 共 済 減 収 量

共 済 減 収 量 = 引受面積 × (基準単収 — 統計単収) - 共済金支払対象外収量

※耕地の所在する統計地域ごとに損害評価を行い、共済金を算出します。

# 加入方式ごとの平均的な共済掛金、共済金等

試 算 例 (耕作面積10アール、 単収480kg、 1kg当たり共済金額 185円)	水稲共済					
	品質方式		半相殺方式		全相殺方式	地域 インデックス 方式
	9割補償 (一筆半損 特約付き)	7割補償 (一筆半損 特約付き)	8割補償 (一筆半損 特約付き)	7割補償 (一筆半損 特約付き)	9割補償 (一筆半損 特約付き)	9割補償 (一筆半損 特約付き)
農業者が支払う掛金等	805円	411円	548円	398円	643円	451円
収穫量が50%減少した 場合の支払共済金	3.5万円	1.7万円	2.6万円	1.7万円	3.5万円	1.2万円
収穫量が皆無になった 場合の支払共済金	7.9万円	6.2万円	7.1万円	6.2万円	7.9万円	6.2万円

# 分割評価とは?

通常行うべきほ場管理・肥培管理および病害虫防除等が粗放または不行き届き等の減収と、共済 事故による減収が同時に生じた場合には、それぞれの減収を分けて損害評価を行います。

このとき共済事故以外の原因による減収量を分割減収量とし、この部分の減収を差し引いて共済金を支払います。

### ■分割評価に該当する例

- ●土地条件に適合した栽培がされていない。
- ●肥料・土壌改良資材の未実施等、土づくりが適切でない。
- ●鳥獣害に対する防護用の施設が完備されていない。
- ●水田麦作で地下水位の高い耕地において、排水溝・排水路等が設置されていない。
- ●播種(移植)時期および播種(移植)量が適切でない。
- ●除草管理が不適切なため、雑草が繁茂している。
- ●収穫適期に刈り取りが行われていない。
- ●種子消毒および標準的な防除が実施されていない。
- ●病害虫被害発生時における適期防除が実施されていない。
- ●農薬の使用方法等が適切でない。

# 損害防止事業

NOSAIでは加入者の被害未然防止を目的に、農薬の配布、器具の貸出等を行っています。

5